

# どう取り決める？ 離婚後の子育て

## 離婚届チェック欄記載でどう変わる

今年4月から施行された改正民法766条。  
裁判所を経ない協議離婚時に定めるものとして  
「子の監護をすべき者」と同時に、  
「父又は母と子との面会及びその他の交流」、  
「子の監護に要する費用の分担」が明記されました。  
共同親権の欧米各国や中国、民法が改正された韓国でも  
親責任の考えが広まるとともに、経済面だけでなく、  
子どもへの実質的な養育の分担が、離婚時に決められます。  
単独親権の日本では、共同養育や、強制力の弱い面会交流について、  
それが何なのかも知られないまま、養育費とともに  
離婚届の様式に、面会交流についての任意のチェック欄ができました。  
「子どもは金さえあれば育つ」という考えはもうたくさん。  
改正民法にある「子の利益を最も優先して」、  
子どもが双方の親の愛情を受け続けられるために、  
どのような取り決めが可能か、いっしょに考えましょう。

### ●内容 お話し

小嶋勇

弁護士。中央大学法学部講師。

多くの離婚ケースを手かけ、別居親の弁護も引き受ける。

近著に『離れていても子どもに会いたいー引き離された子どもとの面会交流をかなえるために』

(生活書院、2011年)、論文に「憲法24条と家庭生活の解消」(2008年)

報告 司法書士から、自治体での取り組み

✓日時 2012年5月12日(土)12:45開場、13:00開始～16:00

✓場所 東銀座313ビルセミナールーム(裏面に行き方)

(中央区銀座3-13-19 銀座313ビル8F、地下鉄東銀座駅下車徒歩5分)

✓参加費 1000円



### 改正民法766条

「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、  
父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他  
の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。

この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」

法務省の通達で、養育費とともに離婚届に

「(面会交流) 取り決めをしている。 取り決めをしていない。」

の任意のチェック欄ができた。